

過労死等の防止のための対策に関する大綱新旧対照表

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
第1 はじめに 1 これまでの取組 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっている。過労死等は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに社会にとっても大きな損失である。 過労死は、1980年代後半から社会的に大きく注目され始めた。「過労死」という言葉は、我が国のみでなく、国際的にも「k a r o s h i」として知られるようになった。近年においても、過労死等にも至る若者の「使い捨て」が疑われる企業等の問題など、劣悪な雇用管理を行う企業の存在と対策の必要性が各方面で指摘されている。過労死等は、人権に関わる問題とも言われている。 このような中、過労死で亡くなられた方の遺族等やその方々を支援する弁護士、学者等が集まって過労死を防止する立法を目指す団体が結成された。団体では、全国で55万人を超える署名を集める等により被災者の実態と遺族の実情を訴え、立法への理解を得るよう国会に対する働きかけを行うとともに、地方議会に対しては法制定の意見書が採択されるよう働きかけを行った。また、国際連合経済社会理事会決議によって設立された社会権規約委員会が我が国に対して、長時間労働を防止するための措置の強化等を勧告している。このような動きに対応し、143の地方議会が意見書を採択するとともに、国会において法制定を目指す議員連盟が結成される等、立法の気運が高まる中で、過労死等防止対策推進法（以下「法」という。）が、平成26年6月に全会一致で可決、成立し、同年11月1日に施行された。 このように、過労死に至った多くの尊い生命と深い悲しみ、喪失感を持つ遺族による四半世紀にも及ぶ活動を原動力として制定された法の施行以降、過労死等の防止のための対策は法に則って推進されてきた。 まず、法の規定に基づき、過労死等の防止対策を効果的に推進するため、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」（以下「大綱」という。）を定めるべく、専門家委員、当事者代表委員、労働者代表委員、使用者代表委員の4者から構成される過労死等防止対策推進協議会（以下「協議会」という。）を5回開催し、意見交換、議論を行い、平成27年7月に、大綱が閣議決定され、国	第1 はじめに 近年、我が国において過労死等が多発し大きな社会問題となっている。過労死等は、本人はもとより、その遺族又は家族にとって計り知れない苦痛であるとともに社会にとっても大きな損失である。 過労死は、1980年代後半から社会的に大きく注目され始めた。「過労死」という言葉は、我が国のみでなく、国際的にも「k a r o s h i」として知られるようになった。近年においても、過労死等にも至る若者の「使い捨て」が疑われる企業等の問題など、劣悪な雇用管理を行う企業の存在と対策の必要性が各方面で指摘されている。過労死等は、人権に関わる問題とも言われている。 このような中、過労死で亡くなられた方の遺族等やその方々を支援する弁護士、学者等が集まって過労死を防止する立法を目指す団体が結成された。団体では、全国で55万人を超える署名を集める等により被災者の実態と遺族の実情を訴え、立法への理解を得るよう国会に対する働きかけを行うとともに、地方議会に対しては法制定の意見書が採択されるよう働きかけを行った。また、国際連合経済社会理事会決議によって設立された社会権規約委員会が我が国に対して、長時間労働を防止するための措置の強化等を勧告している。このような動きに対応し、143の地方議会が意見書を採択するとともに、国会において法制定を目指す議員連盟が結成される等、立法の気運が高まる中で、過労死等防止対策推進法（以下「法」という。）が提出され、平成26年6月に全会一致で可決、成立し、同年11月1日に施行された。 このように、法が成立した原動力には、過労死に至った多くの尊い生命と深い悲しみ、喪失感を持つ遺族による四半世紀にも及ぶ活動があった。当初は、過重労働と脳・心臓疾患や自殺との関連性が必ずしも明らかではなかったが、現在では、長時間にわたる過重な労働は、疲労の蓄積をもたらす最も重要な要因と考えられ、さらには脳・心臓疾患との関連性が強いという医学的知見が得られている。また、業務における強い心理的負荷による精神障害により、正常の認識、行為選択能力が著しく阻害され、あるいは自殺行為を思いとどまる精神的抑制力が著しく阻害され、自殺に至る場合があると考えられている。この

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
会に報告された。 法及び大綱に基づき、調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援の取組が国等により進められており、法第6条に基づく「過労死等防止対策白書」（以下「白書」という。）で、その状況は毎年報告されている。 また、大綱策定後の協議会においては、定期的に、行政の取組の推進状況や白書についての報告がなされ、それらの報告に基づき、過労死等防止対策をめぐる課題や今後の過労死等防止対策の進め方について、議論が行われている。 そうした取組が進められている中でも、働き過ぎによって貴い命や心身の健康が損なわれる、痛ましい事態が後を絶たない状況である。 こうしたことから、大綱に基づく3年間の取組を踏まえ、現在生じている諸問題に対応するために、新たな大綱を策定するものである。 人の生命はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、過労死等は、本来あってはならない。過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、今後、この大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進する。 2 現状と課題 （1）労働時間等の状況 月末1週間の就業時間が60時間以上の雇用者（非農林業）の割合は、平成26年から平成29年の間に、0.8ポイント、約32万人減少し、平成29	ような共通の認識の下、法には、過労死等の定義が、我が国の法律上初めて以下のとおり規定された。 ・業務における過重な負荷による脳血管疾患・心臓疾患を原因とする死亡 ・業務における強い心理的負荷による精神障害を原因とする自殺による死亡 ・死亡には至らないが、これらの脳血管疾患・心臓疾患、精神障害 法では、基本理念として、過労死等の防止のための対策は、過労死等に関する実態が必ずしも十分に把握されていない現状を踏まえ、過労死等に関する調査研究を行うことにより過労死等に関する実態を明らかにし、その成果を過労死等の効果的な防止のための取組に生かすことができるようにするとともに、過労死等を防止することの重要性について国民の自覚を促し、これに対する国民の関心と理解を深めること等により、行わなければならないと定められている。また、この基本理念の下、勤労感謝の日を含む11月を過労死等防止啓発月間とすることが定められている。 また、国に過労死等の防止のための対策を効果的に推進する責務を課すとともに、地方公共団体は国と協力しつつ過労死等の防止のための対策の効果的な推進に努めなければならないとされている。事業主は国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策への協力、国民は過労死等の防止の重要性の自覚及びこれに対する関心と理解を深めることに、それぞれ努めるものとされている。 この大綱は、以上に述べた法の基本的な考え方を踏まえ、法第7条第1項の規定に基づき、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するために定めるものである。 人の生命はかけがえのないものであり、どのような社会であっても、過労死等は、本来あってはならない。過労死等がなく、仕事と生活を調和させ、健康で充実して働き続けることのできる社会の実現に寄与することを目的として、今後、この大綱に基づき、過労死等の防止のための対策を推進する。 第2 現状と課題 1 労働時間等の状況 労働時間については、労働者1人当たりの年間総実労働時間は減少傾向で推移しているが、パートタイム労働者の割合の増加によるものと考えられ、一般

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
年は7.7%、432万人となっている。一方で、月末1週間の就業時間が40時間以上の雇用者（非農林業）のうちの60時間以上の雇用者の割合は、平成26年から平成29年の間、減少傾向にあるものの、平成29年は12.1%で、依然10%を超えている（総務省「労働力調査」による。）。 また、長時間労働の削減や休息の確保につながる勤務間インターバル制度について、導入状況別の企業割合をみると「導入している」が1.4%、「導入を予定又は検討している」が5.1%、「導入の予定はなく、検討もしていない」が92.9%となっている。さらに、勤務間インターバル制度の導入の予定はなく、検討もしていない企業について、その理由別の割合をみると、「当該制度を知らなかったため」が40.2%と最も高く、次いで、「超過勤務の機会が少なく、当該制度を導入する必要性を感じないため」が38.0%となっている（厚生労働省「平成29年就労条件総合調査」による。）。 一方、勤務間インターバル制度を導入している企業のうち、確実にインターバル時間を確保しなければならない時間を11時間超とする割合は28.2%にとどまるという調査結果もある（厚生労働省「平成27年度過労死等に関する実態把握のための社会面の調査研究事業（委託事業）」による。）。 （2）年次有給休暇の状況 年次有給休暇の付与日数及び取得日数は横ばいで推移しており、その取得率は、直近2年連続で微増しているものの、平成28年で49.4%と近年5割を下回る水準で推移している（厚生労働省「就労条件総合調査」による。）。 いわゆる正社員の約16%が年次有給休暇を1日も取得しておらず、また、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者については長時間労働者の比率が高い実態にある（独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」（平成23年）による。）。 （3）職場におけるメンタルヘルス対策の状況 仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、平成28年は59.5%と、依然として半数を超えている。 その内容（3つ以内の複数回答）をみると、「仕事の質・量」（53.8%）が最も多く、次いで、「仕事の失敗、責任の発生等」（38.5%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」（30.5%）となっている。 仕事上の不安、悩み、ストレスについて、職場に事業場外資源（事業場外でメンタルヘルス対策の支援を行う機関及び専門家）を含めた相談先がある労働者の割合は、平成28年は71.2%となっている。	労働者については2,000時間前後で高止まりしている（厚生労働省「毎月勤労統計調査」による。）。 また、我が国は、欧州諸国と比較して、年平均労働時間が長い。さらに、時間外労働（週に40時間以上）を行っている者の構成割合が高く、特に週に49時間以上働いている労働者の割合が高い（ILO「ILOSTAT Database」（日本は総務省「労働力調査」）による。）。 週の労働時間が60時間以上の者の割合は、全体では近年低下傾向で推移し、1割弱となっているが、働き盛りの30代男性では平成26年は17.0%と、以前より低下したものの高水準で推移している。平成26年の全産業の週60時間以上の就業者は566万人、うち雇用者は468万人である（総務省「労働力調査」による。）。 一方、年次有給休暇については、付与日数が長期的に微増しているものの、取得日数が微減から横ばいで推移しており、その取得率は、近年5割を下回る水準で推移している（厚生労働省「就労条件総合調査」による。）。 いわゆる正社員の約16%が年次有給休暇を1日も取得しておらず、また、年次有給休暇をほとんど取得していない労働者については長時間労働者の比率が高い実態にある（独立行政法人労働政策研究・研修機構「年次有給休暇の取得に関する調査」（平成23年）による。）。 2 職場におけるメンタルヘルス対策の状況 仕事や職業生活に関することで強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合は、平成25年は52.3%と以前より低下したものの、依然として半数を超えている。その内容（3つ以内の複数回答）をみると、「仕事の質・量」（65.3%）が最も多く、次いで、「仕事の失敗、責任の発生等」（36.6%）、「対人関係（セクハラ・パワハラを含む。）」（33.7%）となっている。 現在の自分の仕事や職業生活でのストレス等について相談できる人がいるとする労働者の割合は90.8%となっており、相談できる人がいるとする労

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、長期的には増加しているものの、56.6%と未だ5割台に留まっている（以上、厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査（実態調査）」による。）。 また、労働安全衛生法の改正により、労働者数50人以上の事業場に対して、平成27年12月から年1回、医師、保健師等による心理的な負担の程度を把握するための検査（以下「ストレスチェック」という。）を実施することが、義務化された。ストレスチェック制度の実施が義務付けられている事業場のうち、ストレスチェック制度を実施している割合は82.9%となっている（厚生労働省「業務上疾病発生状況等調査」による。）。 また、ストレスチェックの結果を集団ごとに分析し、その結果を活用した事業場の割合は、37.1%（平成28年）となっている（厚生労働省「平成28年労働安全衛生調査（実態調査）特別集計」による。）。 （４）職場におけるパワーハラスメントの発生状況 都道府県労働局に寄せられた「いじめ・嫌がらせ」に関する相談は、毎年増加を続け、平成24年度には51,670件と、「解雇」や「労働条件の引き下げ」などを上回って相談件数トップとなった。平成28年度には70,917件となり、5年間で1万9千件以上増加し、5年連続でトップを続けている（厚生労働省「平成28年度個別労働紛争解決制度施行状況」による。）。 また、厚生労働省が企業で働く従業員（10,000人）を対象に実施した調査で、パワハラを受けたと感じた経験を聞いたところ、およそ3人に1人（32.5%）が過去3年間にパワーハラスメントを受けたことがあると回答しており、4年前の前回調査から7.2%の増加となっている（平成28年度厚生労働省「職場のパワーハラスメントに関する実態調査（委託事業）」による。）。 （５）就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況 我が国の就業者の脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く。）、大動脈瘤及び解離による死亡者数は、5年ごとに実施される厚生労働省「人口動態職業・産業別統計」によれば、減少傾向で推移しており、平成27年度は2万7千人余りと平成22年度より3千人余りの減少となっている。 年齢別にみると、60歳以上が全体の7割以上を占めており、高齢者に多い。また、産業別には、農業・林業、製造業、卸売業・小売業、建設業、サービス	働者が挙げた相談相手（複数回答）は、「家族・友人」（83.2%）が最も多く、次いで、「上司・同僚」（75.8%）となっている。また、ストレス等を相談できる人がいるとした労働者のうち、実際に相談した人がいる労働者の割合は75.8%となっており、実際に相談した相手（複数回答）をみると、「家族・友人」（58.9%）が最も多く、次いで「上司・同僚」（53.5%）となっている。 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業所の割合は、60.7%（平成25年）であり、前年の47.2%より上昇している。取組内容（複数回答）をみると、「労働者への教育研修・情報提供」（46.0%）が最も多く、次いで、「事業所内での相談体制の整備」（41.8%）、「管理監督者への教育研修・情報提供」（37.9%）となっている（以上、厚生労働省「平成25年労働安全衛生調査（実態調査）」による。）。 なお、都道府県労働局等に寄せられている企業と労働者の紛争に関する相談のうち「いじめ、嫌がらせ」に関するものは、近年急増し、平成24年度には「解雇」の相談件数を上回り、最多となっている。 3 就業者の脳血管疾患、心疾患等の発生状況 我が国の就業者の脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く。）、大動脈瘤及び解離による死亡数、5年ごとに実施される人口動態職業・産業別統計によれば、減少傾向で推移しており、平成22年度は3万人余りとなっている。 年齢別にみると、60歳以上が全体の7割以上を占めており、高齢者に多い。また、産業別には、農業・林業、卸売業・小売業、製造業、建設業、サービス

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
業等に多く、職業別には、農林漁業職、サービス職、専門・技術職、販売職、管理職等で多くなっている。 （６）自殺の状況 我が国の自殺者数は、平成２２年以後減少が続いており、平成２９年は２１，３２１人と平成２６年より４，１０６人の減少となっている。 職業別にみると、被雇用者・勤め人（有職者から自営業・家族従業者を除いたもので、会社役員等を含む。）の自殺者数は、近年、総数が減少傾向にある中で概ね減少傾向にあり、平成２９年は６，４３２人と平成２６年より７３２人の減少となっている。 一方、原因・動機別（遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき３つまで計上可能としたもの）にみると、勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数は、平成１９年から平成２３年までにかけて、総数が横ばいから減少傾向にある中で増加したが、その後減少した。平成２９年は１，９９１人と平成２６年より２３６人の減少となっている。原因・動機の詳細別にみると、勤務問題のうち「仕事疲れ」が約３割を占め、次いで、「職場の人間関係」が２割強、「仕事の失敗」が２割弱、「職場環境の変化」が１割強となっている（以上、警察庁の自殺統計原票データに基づき厚生労働省算出）。 （７）脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等の状況 民間労働者について、業務における過重な負荷による脳血管疾患又は虚血性心疾患（以下「脳・心臓疾患」という。）に係る労災請求件数は近年７００件台後半から８００件台後半で推移しており、平成２８年度は８２５件となっている。また、支給決定（認定）件数は、近年は、２００件台後半から３００件台前半で推移しており、平成２８年度は２６０件（うち死亡１０７件）となっている。労災請求件数・支給決定（認定）件数とも、業種別では「道路貨物運送業」が、職種別では「自動車運転従事者」が、それぞれ最も多い。年齢別では５０代、４０代の順で多く、また、性別では９割前後を男性が占めている。 次に、業務における強い心理的負荷による精神障害に係る労災請求件数は近年増加傾向にあり、平成２８年度は１，５８６件となっている。また、支給決定（認定）件数は平成２４年度以降は４００件台で推移しており、平成２８年度は、４９８件（うち未遂を含む自殺８４件）となっている。労災請求件数・支給決定（認定）件数とも、業種別では「社会保険・社会福祉・介護事業」が、	業等に多く、職業別には、農林漁業職、サービス職、専門・技術職、販売職、管理職等で多くなっている。 ４ 自殺の状況 我が国の自殺者数は、平成１０年以降１４年間連続して３万人を超えていたが、平成２２年以後減少が続き、平成２６年は２万５千人余りとなっている。 職業別にみると、被雇用者・勤め人（有職者から自営業・家族従業者を除いたもので、会社役員等を含む。）の自殺者数は、近年、総数が減少傾向にある中で概ね減少傾向にあり、平成２６年は７，１６４人となっている。 一方、原因・動機別（遺書等の自殺を裏付ける資料により明らかに推定できる原因・動機を自殺者一人につき３つまで計上可能としたもの）にみると、勤務問題が原因・動機の一つと推定される自殺者数は、平成１９年から平成２３年までにかけて、総数が横ばいから減少傾向にある中で増加したが、その後減少し、平成２６年は２，２２７人となっている。原因・動機の詳細別にみると、勤務問題のうち「仕事疲れ」が３割を占め、次いで、「職場の人間関係」が２割強、「仕事の失敗」が２割弱、「職場環境の変化」が１割強となっている（以上、警察庁「自殺統計」より内閣府算出）。 ５ 脳・心臓疾患及び精神障害に係る労災補償等の状況 （１）労災補償の状況 業務における過重な負荷による脳血管疾患又は虚血性心疾患（以下「脳・心臓疾患」という。）を発症したとして労災請求された件数は、過去１０年程度、７００件台後半から９００件台前半の間で増減している。 このうち、労災支給決定された件数は、平成１４年度に３００件を超えて以降、高い水準で推移し、平成１９年度には３９２件に至った。その後、一旦は３００件を下回ったが、平成２３年度以降３００件を超えて推移している。これらの決定件数のうち、死亡に係る件数は、平成１４年度には１６０件に至り、それ以降も１００件を超えて推移している。業種別には道路貨物運送業が最も多く、職種別にも自動車運転従事者が最も多い。年齢別には４０歳以上に多い。 一方、業務における強い心理的負荷による精神障害を発病したとして労災請求された件数は、平成１１年度に初めて１００件を超えた後、増加傾向で推移し、平成２１年度には１，０００件を超え、平成２５年度には１，４０９件に至っている。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
職種別では「一般事務従事者」がそれぞれ最も多い。年齢別では労災請求件数が40代、30代、50代の順で、支給決定（認定）件数が40代、30代、20代の順でそれぞれ多く、脳・心臓疾患に比べ若い年齢層に多くなっている。さらに、性別で見ると、労災請求件数の4割近く、支給決定（認定）件数の3割強が女性であり、特に「社会保険・社会福祉・介護事業」、「医療業」においては、女性の比率が労災請求件数・支給決定（認定）件数ともに7割を超えている（以上、厚生労働省「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」による。）。 次に一般職の国家公務員について、脳・心臓疾患に係る公務災害認定件数（平成28年度）は、3件（うち死亡2件）で、平成24年度以降の5年間は1件から7件の範囲で推移している。平成28年度は、職種別では一般行政職が多く、年齢別では全て40代となっている。また、精神疾患等に係る公務災害認定件数（平成28年度）は、5件（うち自殺3件）で、平成24年度以降の5年間は5件から16件の範囲で推移している。平成28年度は、職種別では一般行政職が多く、年齢別では40代が多くなっている。（以上、人事院「過労死等の公務災害補償状況について」による。） また、地方公務員について、平成28年度の脳・心臓疾患に係る受理件数は49件、認定件数は17件（うち死亡8件）で、職種別認定件数では義務教育学校職員（5件）が最も多く、年齢別認定件数では50歳代、40歳代の順に多くなっている。また、平成28年度の精神疾患等に係る受理件数は116件、認定件数は50件（うち自殺14件）で、職種別認定件数ではその他の職員（一般職員等）（23件）が最も多く、年齢別認定件数では30歳代、50歳代の	このうち、支給決定された件数は、平成14年度に100件にのぼり、平成18年度には200件超、平成22年度には300件超、平成24年度には475件に至った。平成25年度には、前年度に比べてやや減少したものの、436件と高い水準で推移している。これらの決定件数のうち、自殺（未遂を含む。）に係るものは、平成18年度以降60件を超えて推移しており、平成24年度には93件に至った。平成25年度には、63件と前年度に比べて減少したが、依然として60件を超えている。業種別には社会保険・社会福祉・介護事業、道路貨物運送業、医療業等に多く、職種別には一般事務従事者が最も多い。年齢別には30歳代に多く、脳・心臓疾患に比べ若い年齢層に多い（以上、厚生労働省「脳・心臓疾患と精神障害の労災補償状況」による。）。 （2）国家公務員の公務災害の状況 一般職の国家公務員の公務災害について、過去10年程度では協議件数（各府省等は、脳・心臓疾患、精神疾患等に係る公務上外認定を行うに当たっては、事前に人事院に協議を行うこととされており、その協議件数）は、脳・心臓疾患は、平成18年度に41件となっている以外は6件から25件の間で増減している。また、精神疾患等は、平成18年度に56件となっている以外は21件から44件の間で増減している。 このうち、過去10年程度では公務災害の認定件数は、脳・心臓疾患は3件から15件の間で、精神疾患等は3件から17件の間でそれぞれ増減している。いずれも特定の年度の件数が突出しているほかは、特段の傾向は認められない。最近5年間の公務災害認定者の職種別構成比では、脳・心臓疾患は一般行政職が15件、公安職が3件、指定職が2件、医療職、研究職、その他がそれぞれ1件となっている。同様に、精神疾患等は一般行政職が24件、医療職が10件、公安職が8件、専門行政職が2件、福祉職が1件となっている。年齢別には、脳・心臓疾患は50歳代、40歳代の順に多く、精神疾患等は20歳代、30歳代の順に多くなっている。 （3）地方公務員の公務災害の状況 地方公務員の公務災害の受理件数について、過去10年程度では、脳・心臓疾患は、平成23年度まで41件から58件の間で増減した後、平成24年度は26件、平成25年度は14件となっている。また、精神疾患等は、29件から66件の間で増減している。 このうち、過去10年程度では公務災害の認定件数は、脳・心臓疾患は9件から20件の間で増減しており、精神疾患等は平成17年度に20件に増加し

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
順に多くなっている。 平成24年度以降は、脳・心臓疾患に係る受理件数は24件から49件の間で増減しており、認定件数は16件から32件の間で増減している。一方、精神疾患等に係る受理件数は、平成26年度までは49件から70件の間で推移していたが、平成27年度には97件、平成28年度には116件となっている。また、認定件数は、平成25年度までは20件前後で推移していたが、平成26年度以降は32件から50件の間で推移している。公務災害認定者の職種別構成比では、脳・心臓疾患では義務教育学校職員、その他の職員（一般職員等）、警察職員の順に多く、精神疾患等ではその他の職員（一般職員等）、義務教育学校職員、消防職員の順に多くなっている。年齢別には、脳・心臓疾患は50歳代、40歳代の順に多く、精神疾患等は30歳代、40歳代の順に多い。 （8）課題 過労死等については、これまで主に労災補償を行う際の業務起因性について議論されてきたが、その効果的な防止については、未だ十分な議論がなされているとは言えない面がある。 過労死等の防止のためには長時間労働の削減や休息の確保が重要であるが、これまでの調査研究において、労働時間の適正な把握や職種ごとの特徴を踏まえた対応が効果的であることが示された。さらに過労死等の防止対策を進めるためには、職場環境や勤務体制等を含めてどのような発生要因等があるかを明らかにしていく必要がある。 また、過労死等が生ずる背景等を総合的に把握する観点から、過労死等事案の分析に当たっては、労災請求等を行ったものの労災又は公務災害と認定されなかった事案も含めて分析する必要がある。 また、就業者の脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く。）、大動脈瘤及び解離による死亡者数は、60歳以上が全体の7割以上を占めているものの、脳・心臓疾患により死亡したとする労災請求件数と大きな差がある。また、被雇用者・勤め人の自殺者のうち勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数は、精神障害により死亡したとする労災請求件数と大きな差がある。これらの差の部分について、遺族等が労災請求をためらっているという意見もあるが、詳細な統計がないこともあり、分析が十分とはいえない。 啓発については、11月の過労死等防止啓発月間における集中的な周知啓発活動や、全国での過労死等防止対策推進シンポジウムの開催等の取組により、進められているものの、白書によると、「過労死等防止対策推進法」について	た後、平成25年度まで15件から22件の間で増減している。最近5年間の公務災害認定者の職種別構成比では、脳・心臓疾患は義務教育学校職員が19件、警察職員が17件、義務教育学校職員以外の教育職員が8件、消防職員が4件、その他の職員（一般職員等）が22件となっている。同様に、精神疾患等では義務教育学校職員が17件、義務教育学校以外の教育職員が9件、消防職員が4件、警察職員が4件、その他の職員（一般職員等）が49件等となっている。年齢別には、脳・心臓疾患は40歳代、50歳代、精神疾患等は40歳代、30歳代の順に多い。 6 課題 過労死等については、これまで主に労災補償を行う際の業務起因性について議論されてきたが、その効果的な防止については、未だ十分とは言えないことから、過労死等の防止対策に資するため、長時間労働のほかにもどのような発生要因等があるかを明らかにすることが必要である。 また、就業者の脳血管疾患、心疾患（高血圧性を除く。）、大動脈瘤及び解離による死亡数数は、60歳以上が全体の7割以上を占めているものの、脳・心臓疾患により死亡したとする労災請求件数と大きな差がある。また、被雇用者・勤め人の自殺者のうち勤務問題を原因・動機の一つとする自殺者数は、精神障害により死亡したとする労災請求件数と大きな差がある。これらの差の部分について、遺族等が労災請求をためらっているという意見もあるが、詳細な統計がないこともあり、分析が十分とはいえない。 啓発については、一定程度はなされているものの、まだまだ十分とはいえる状況にない。特に若年者を対象とする教育活動を通じた啓発が必要である。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
「聞いたことはなかった、知らなかった」と回答した労働者の割合は31.1%であり、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」についての同割合は42.0%であるなど、十分といえる状況にない。また、取組を進めていくには、教育活動を通じた若年者への啓発も重要である。 過労死等をもたらす一つの原因は長時間労働であるが、労働時間については、平均的な労働者ではなく、特に長時間就労する労働者に着目して、その労働時間の短縮と年次有給休暇の取得を促進するための対策が必要である。また、労働時間の把握が様々な対策の前提になることから、その把握を客観的に行うよう、より一層啓発する必要がある。 メンタルヘルスについては、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が半数を超えている中で、事業場における取組を進めるとともに、労働者が相談しやすい環境の整備が必要である。 また、労働者のメンタルヘルスの不調の原因にもなり得るパワーハラスメントへの対策については、その予防・解決のための周知・啓発を進めることが重要である。 第2 過労死等の防止のための対策の基本的考え方 大綱が策定されてから3年を迎えることを踏まえ、大綱を改定し、今後3年間にける過労死等の防止のための対策は以下の考え方に基づき実施していくものとする。	過労死等をもたらす一つの原因は長時間労働であるが、労働時間については、平均的な労働者ではなく、特に長時間就労する労働者に着目して、その労働時間の短縮と年次有給休暇の取得を促進するための対策が必要である。また、労働時間の把握が様々な対策の前提になることから、その把握を客観的に行うよう啓発する必要がある。 メンタルヘルスについては、仕事や職業生活に関する強い不安、悩み、ストレスを感じている労働者の割合が半数を超えている中で、労働者が相談しやすい環境の整備が必要である。 第3 過労死等の防止のための対策の基本的考え方 1 当面の対策の進め方 過労死等は、要因が複雑で多岐にわたっており、その発生要因等は明らかでない部分が少なくない。このため、第一に実態解明のための調査研究が早急に行われることが重要である。 一方、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援は、調査研究の成果を踏まえて行うことが効果的である。しかしながら、過労死等防止は喫緊の課題であり、過労死等の原因の一つである長時間労働を削減し、仕事と生活の調和（ワークライフバランスの確保）を図るとともに、労働者の健康管理に係る措置を徹底し、良好な職場環境（職場風土を含む。）を形成の上、労働者の心理的負荷を軽減していくことは急務である。また、関係法令等の遵守の徹底を図ることも重要である。このため、調査研究の成果を待つことなく、当面、2に述べる視点から取り組むこととする。 これらの取組により、将来的に過労死等をゼロとすることを目指し、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下、年次有給休暇

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
1 調査研究等の基本的考え方 過労死等の実態の解明のためには、疲労の蓄積や、心理的負荷の直接の原因となる労働時間や職場環境だけでなく、不規則勤務、交替制勤務、深夜労働、出張の多い業務、精神的緊張の強い業務といった要因のほか、その背景となる企業の経営状態や短納期発注を含めた様々な商取引上の慣行等の業界を取り巻く環境、労働者の属性や睡眠・家事も含めた生活時間等の労働者側の状況等、複雑で多岐にわたる要因及びそれらの関連性を分析していく必要がある。このため、医学や労働・社会分野のみならず、経済学等の関連分野も含め、国、地方公共団体、事業主、労働組合、民間団体等の協力のもと、多角的、学際的な視点から実態解明のための調査研究を進めていくことが必要である。 なお、過労死等の調査研究は、労働・社会分野の調査において事業を営む個人や法人の役員等も対象としてきており、今後とも事業を営む個人など一定の事業主に係るものを含め、広く対象とする。 医学分野の調査研究については、職域コホート研究、介入研究、実験研究など、長期的な視点で行うものも含め、過労死等の危険因子やそれと疾患との関連の解明、効果的な予防対策に資する研究を継続的に行うことが必要である。 これらの調査研究の成果を踏まえ、過労死等の防止のための健康管理の在り方について検討することが必要である。また、これらの調査研究が科学的・倫理的に適切に行われるよう、外部専門家による評価を受けるようにすることが必要である。 労働・社会分野の調査研究については、平成27年度から3年間で、全業種の企業及び労働者を対象としたアンケート調査や、過労死等が多く発生し	取得率を70%以上、平成29年までにメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする目標を早期に達成することを目指すこととする。また今後おおむね3年を目途に、全ての都道府県でシンポジウムを開催するなど、全国で啓発活動が行われるようにするとともに、身体面、精神面の不調を生じた労働者誰もが必要に応じて相談することができる体制の整備を図ることを目指すこととする。 なお、調査研究の成果が得られ次第、当該成果を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、それらを逐次反映していくこととする。 2 各対策の基本的考え方 （1）調査研究等の基本的考え方 過労死等の実態の解明のためには、疲労の蓄積や、心理的負荷の直接の原因となる労働時間や職場環境だけでなく、不規則勤務、交替制勤務、深夜労働、出張の多い業務、精神的緊張の強い業務といった要因のほか、その背景となる企業の経営状態や短納期発注を含めた様々な商取引上の慣行等の業界を取り巻く環境、労働者の属性や睡眠・家事も含めた生活時間等の労働者側の状況等、複雑で多岐にわたる要因及びそれらの関連性を分析していく必要がある。このため、医学や労働・社会分野のみならず、経済学等の関連分野も含め、国、地方公共団体、事業主、労働組合、民間団体等の協力のもと、多角的、学際的な視点から実態解明のための調査研究を進めていくことが必要である。 医学分野の調査研究については、過労死等の危険因子やそれと疾患との関連の解明、効果的な予防対策に資する研究を行うことが必要である。 その調査研究の成果を踏まえ、過労死等の防止のための健康管理の在り方について検討することが必要である。また、これらの調査研究が科学的・倫理的に適切に行われるよう、外部専門家による評価を受けるようにすることが必要である。 労働・社会分野の調査研究については、民間の雇用労働者のみならず、公務員、自営業者、会社役員も含め、業務における過重な負荷又は強い心理的負荷

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
ているとの指摘がある職種・業種である自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療等に加え自営業者、会社役員を対象としたアンケート調査を行い、その結果、取引先の都合による所定外労働発生や、人員不足の現状、業務関連のストレスの状況など、職種・業種特有の課題を明らかにしてきた。 しかし、過労死の背景要因を掘り下げ、我が国における過労死等の全体像を明らかにするためには、新たな課題にも対応するべく、一定期間を周期として再度調査対象とし、結果を経年比較する取組が必要である。 また、これらの職種・業種に加え、建設業、メディア業界など重層下請構造の特徴があり、長時間労働の実態にあるとの指摘がある業種など、社会情勢に応じて、調査研究の対象を追加して行うべきである。 これらの調査研究を通じて、我が国の過労死等の状況や対策の効果を評価するために妥当かつ効果的な指標・方法についても早急に検討すべきである。 さらに、これらの調査研究の成果を集約し、啓発や相談の際に活用できる情報として広く発信していくことが必要である。 2 啓発の基本的考え方 (国民に対する啓発) 過労死等には、労働時間や職場環境だけでなく、その背景となる企業の経営状況や様々な商取引上の慣行のほか、睡眠を含めた生活時間等、様々な要因が関係している。また、過労死等を防止するためには、職場のみでなく、職場以外においても、周囲の「支え」が有効であることが少なくない。 このため、過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、国民一人ひとりが、労働者の生産した財やサービスの消費者として、ともに生活する社会の構成員として、さらには労働者を支える家族や友人として、自身にも関わることで過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう、国、地方公共団体、民間団体が協力・連携しつつ、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要である。 (教育活動を通じた啓発) 過労死等の防止のためには、若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要である。このため、民間団体とも連携しつつ、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要である。	を受けたことに関連する疾患、療養者の状況とその背景要因を探り、我が国における過労死等の全体像を明らかにすることが必要である。 また、例えば、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療等、過労死等が多く発生しているとの指摘がある職種・業種や、若年者をはじめとする特定の年齢層の労働者について、特に過労死等の防止のための対策の重点とすべきとの意見がある。調査研究に当たっては、このような意見を踏まえて、より掘り下げた調査研究を行うことが必要である。 また、これらの調査研究を通じて、我が国の過労死等の状況や対策の効果を評価するために妥当かつ効果的な指標・方法についても早急に検討すべきである。 これらの調査研究の成果を集約し、啓発や相談の際に活用できる情報として発信していくことが必要である。 (2) 啓発の基本的考え方 (国民に対する啓発) 過労死等には、労働時間や職場環境だけでなく、その背景となる企業の経営状況や様々な商取引上の慣行のほか、睡眠を含めた生活時間等、様々な要因が関係している。また、過労死等を防止するためには、職場のみでなく、職場以外においても、周囲の「支え」が有効であることが少なくない。 このため、過労死等を職場や労働者のみの問題と捉えるのではなく、国民一人ひとりが、労働者の生産した財やサービスの消費者として、ともに生活する社会の構成員として、さらには労働者を支える家族や友人として、自身にも関わることで過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう、国、地方公共団体、民間団体が協力・連携しつつ、広く継続的に広報・啓発活動に取り組んでいくことが必要である。 (教育活動を通じた啓発) 過労死等の防止のためには、若い頃から労働条件をはじめ、労働関係法令に関する理解を深めることも重要である。このため、民間団体とも連携しつつ、学校教育を通じて啓発を行っていくことが必要である。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（職場の関係者に対する啓発） 過労死等は職場において生じるものであることから、その防止のためには、一般的な啓発に加えて、職場の関係者に対する啓発が極めて重要である。特に、それぞれの職場を実際に管理する立場にある上司に対する啓発や、若い年齢層の労働者が労働条件に関する理解を深めるための啓発も重要である。 白書によると、「過労死等防止対策推進法」について「聞いたことはなかった、知らなかった」と回答した労働者の割合は31.1％であり、「過労死等の防止のための対策に関する大綱」についての同じ回答をした労働者の割合は42.0％であるなど、十分といえる状況にない。 また、白書においては、「労働時間を正確に把握すること」及び「残業手当を全額支給すること」が、「残業時間の減少」、「年次有給休暇の取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資することが示唆されており、労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守が重要であることから、関係法令の規定や関連する事業主が講ずべき措置、指針及び関係通達の内容とその趣旨に対する理解の促進及びその遵守のための啓発指導を行う必要がある。 さらに、過労死等の主な原因の一つである長時間労働の削減や、賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働を行っている職場においては、人員の増員や業務量の見直し、マネジメントのあり方、企業文化や職場風土などを見直していくことが必要であり、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要がある。このため、各職場において、これまでの労働慣行が長時間労働を前提としているのであれば、企業文化等の見直しを含め、それを変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた積極的な取組が行われるよう働きかけていくことが必要である。また、先進的な取組事例を広く周知するとともに、このような積極的な取組は企業価値を高めること、また、過労死等を発生させた場合にはその価値を下げることにつながり得ることを啓発することも必要である。 その一方で、過重労働対策やメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう、そのような企業を広く周知することが必要である。 長時間労働が生じている背景には、様々な商慣行が存在し、個々の企業における労使による対応のみでは改善に至らない場合もある。このため、これらの諸要因について、取引先や消費者など関係者に対する問題提起等によ	（職場の関係者に対する啓発） 過労死等は職場において生じるものであることから、その防止のためには、一般的な啓発に加えて、職場の関係者に対する啓発が極めて重要である。特に、それぞれの職場を実際に管理する立場にある上司に対する啓発や、若い年齢層の労働者が労働条件に関する理解を深めるための啓発も重要である。 職場における取組として、労働基準や労働安全衛生に関する法令の遵守が重要であることから、関係法令の規定や関連する事業主が講ずべき措置や指針及び関係通達の内容及びその趣旨に対する理解の促進及びその遵守のための啓発指導を行う必要がある。 また、過労死等の主な原因の一つである長時間労働の削減や、賃金不払残業の解消、年次有給休暇の取得促進のためには、単に法令を遵守するだけではなく、長時間労働を行っている職場においては、これまでの働き方を改め、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）のとれた働き方ができる職場環境づくりを進める必要がある。このため、各職場において、これまでの労働慣行が長時間労働を前提としているのであれば、それを変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等、それぞれの実情に応じた積極的な取組が行われるよう働きかけていくことが必要である。さらに、先進的な取組事例を広く周知するとともに、このような積極的な取組は企業価値を高めること、また、過労死等を発生させた場合にはその価値を下げることにつながり得ることを啓発することも必要である。 その一方で、過重労働対策やメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう、そのような企業を広く周知することが必要である。 長時間労働が生じている背景には、様々な商慣行が存在し、個々の企業における労使による対応のみでは改善に至らない場合もある。このため、これらの諸要因について、取引先や消費者など関係者に対する問題提起等により、個々

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
り、個々の企業における労使を超えて改善に取り組む気運を社会的に醸成していくことが必要である。 なお、調査研究の成果を踏まえ、職種・業種等ごとに重点をおいた啓発を行うことが必要である。 3 相談体制の整備等の基本的考え方 事業場において、過重な長時間労働やメンタルヘルス不調等により過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、医師による面接指導や産業医・産業保健スタッフによる健康相談等が確実に実施されるよう、事業場における相談体制整備等を促進することが必要である。 あわせて、職場において健康管理に携わる産業医をはじめとする産業保健スタッフ等の人材育成、研修について、充実・強化を図ることも必要である。 相談窓口は、単に設置するだけではなく、労働者のプライバシーに配慮しつつ、必要な場合に労働者が躊躇なく相談に行くことができるよう環境を整備していくことが必要である。 また、職場において、労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者や管理監督者等に対する教育研修等を通じ、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことなど、相談に行くことに対する共通理解を形成していくことが必要である。 さらに、産業医等のいない小規模の事業場に対して、労働者の健康等の支援を行う産業保健総合支援センターの地域窓口（地域産業保健センター）について、充実・強化を図ることも必要である。 また、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要である。 4 民間団体の活動に対する支援の基本的考え方 過労死等を防止する取組については、家族を過労死で亡くされた遺族の方々が悲しみを乗り越え、同じ苦しみを持つ方々と交流を深めていく中で、それぞれの地域において啓発・相談活動を展開する民間団体や、全国規模での電話相談窓口の開設などを通じて過労死等で悩む労働者やその家族等からの相談に携わっている弁護士団体が活動している。さらには、これらの団	の企業における労使を超えて改善に取り組む気運を社会的に醸成していくことが必要である。 なお、調査研究の成果を踏まえ、職種・業種等ごとに重点をおいた啓発を行うことが必要である。 （3）相談体制の整備等の基本的考え方 労働者が過労死等の危険を感じた場合に、早期に相談できるようにするため、労働者が気軽に相談することができる多様な相談窓口を民間団体と連携しつつ整備することが必要である。 併せて、職場において健康管理に携わる産業医をはじめとする産業保健スタッフ等の人材育成、研修について、充実・強化を図ることも必要である。 相談窓口は、単に設置するだけではなく、労働者のプライバシーに配慮しつつ、必要な場合に労働者が躊躇なく相談に行くことができるよう環境を整備していくことが必要である。 また、そのためには、職場において、労使双方が過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、労働者や管理監督者等に対する教育研修等を通じ、労働者が過重労働や心理的負荷による自らの身体面、精神面の不調に気づくことができるようにしていくとともに、上司、同僚も労働者の不調の兆候に気づき、産業保健スタッフ等につなぐことができるようにしていくことなど、相談に行くことに対する共通理解を形成していくことが必要である。 さらに、産業医等のいない規模の事業場に対して相談対応を行う産業保健総合支援センター地域窓口について、充実・強化を図ることも必要である。 また、職場以外においては、家族・友人等も過労死等の防止のための対策の重要性を認識し、過重労働による労働者の不調に気づき、相談に行くことを勧めるなど適切に対処できるようにすることが必要である。 （4）民間団体の活動に対する支援の基本的考え方 過労死等を防止する取組については、家族を過労死で亡くされた遺族の方々が悲しみを乗り越え、同じ苦しみを持つ方々と交流を深めていく中で、それぞれの地域において啓発・相談活動を展開する民間団体や、全国規模での電話相談窓口の開設などを通じて過労死等で悩む労働者やその家族等からの相談に携わっている弁護士団体が活動している。さらには、これらの団体及び国・地

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
体及び国・地方公共団体との連携の要となる民間団体や、研究者、弁護士等の専門家が研究会や啓発活動等を行う民間団体の組織化が行われている状況にある。 また、産業医の育成や研修等を通じて、過労死等の防止に向け活動している民間団体もある。 過労死等の防止のための対策が最大限その効果を発揮するためには、上記のような様々な主体が協力及び連携し、国民的な運動として取り組むことが必要である。 さらに、過労死等防止対策推進シンポジウムが未開催であった都道府県においても、こうした民間団体の取組があり、大綱策定後おおむね3年を目途に、全ての都道府県で少なくとも毎年1回はシンポジウムが開催されるようにするという目標が達成された。 今後とも、過労死等防止対策推進シンポジウムを始め、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の活動を、国及び地方公共団体が支援するとともに、民間団体の活動内容等の周知を進める必要がある。 第3 過労死等防止対策の数値目標 第1の2現状と課題及び、第2の各対策の基本的考え方を踏まえ、将来的に過労死等をゼロとすることを目指し、労働時間、年次有給休暇の取得、勤務間インターバル制度及びメンタルヘルス対策について、数値目標を設定する。なお、数値目標については、早期に達成することを目指す。 1 労働時間については、週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とすることとする（2020年（平成32年）まで）。なお、特に長時間労働が懸念される週労働時間40時間以上の雇用者の労働時間の実情を踏まえつつ、この目標の達成に向けた取組を推進する。 2 勤務間インターバル制度 ⇒別記（30頁） 3 年次有給休暇の取得率を70%以上とする（2020年（平成32年）まで）。特に、年次有給休暇の取得日数が0日の者の解消に向けた取組を推進する。 4 メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合を80%以上とする（2022年（平成34年）まで）。	方公共団体との連携の要となる民間団体や、研究者、弁護士等の専門家が研究会や啓発活動等を行う民間団体の組織化が行われている状況にある。 また、産業医の育成や研修等を通じて、過労死等の防止に向け活動している民間団体もある。 過労死等の防止のための対策が最大限その効果を発揮するためには、上記のような様々な主体が協力及び連携し、国民的な運動として取り組むことが必要である。 このため、過労死等の防止のための活動を行う民間団体の活動を、国及び地方公共団体が支援するとともに、民間団体の活動内容等の周知を進める必要がある。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
5 仕事上の不安、悩み、ストレスについて、職場や事業場外資源を含めた相談先のある労働者の割合を90%以上とする（2022年（平成34年）まで）。 6 ストレスチェック結果を集団分析し、その結果を活用した事業場の割合を60%以上とする（2022年（平成34年）まで）。 第4 国が取り組む重点対策 国が重点的に取り組まなければならない対策として、法第三章に規定されている調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援について、関係行政機関が緊密に連携して、以下のとおり取り組むものとする。 併せて、国家公務員に係る対策も推進するとともに、地方公共団体に対し、地方公務員に係る対策の推進を働きかける。 なお、今後の調査研究の成果等を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、それらを逐次反映していくこととする。 1 調査研究等 （1）過労死等事案の分析 過労死等の実態を多角的に把握するため、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所に過労死等の防止のための研究を行うため設置されている過労死等調査研究センター等において、過労死等に係る労災認定事案、公務災害認定事案を継続的に集約し、その分析を行う。また、過重労働と関連すると思われる労働災害等の事案についても収集を進める。分析に当たっては、自動車運転従事者、教職員、IT産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界など過労死等が多く発生している又は長時間労働者が多いとの指摘がある職種・業種（以下「重点業種等」という。）を中心に、若年者、中高年者など特定の年齢層の状況を踏まえつつ、裁量労働制等労働時間制度の状況、労働時間の把握及び健康確保措置の状況、休暇・休息の取得の状況、出張（海外出張を含む。）の頻度等労働時間以外の業務の過重性、また、疾患等の発症後における各職場における事後対応等の状況の中から分析対象の事案資料より得られるものに留意する。また、労災保険に特別加入している自営業者や法人の役員の事案についても分析を行う。精神障害や自殺事案の分析については、必要に応じて自殺総合対策推進センターの協力を得て実施する。また、労災請求等を行ったものの労災又は公務災害として認定されなかった事案については、今後の分析方針の検討を行った上で、必要な分析を行う。	国が重点的に取り組まなければならない対策として、法第三章に規定されている調査研究等、啓発、相談体制の整備等、民間団体の活動に対する支援について、関係行政機関が緊密に連携して、以下のとおり取り組むものとする。 併せて、国家公務員に係る対策も推進するとともに、地方公共団体に対し、地方公務員に係る対策の推進を働きかける。 なお、今後の調査研究の成果等を踏まえ、取り組むべき対策を検討し、それらを逐次反映していくこととする。 1 調査研究等 （1）過労死等事案の分析 過労死等の実態を多角的に把握するため、独立行政法人労働安全衛生総合研究所に設置されている過労死等調査研究センター等において、過労死等に係る労災認定事案、公務災害認定事案を集約し、その分析を行う。また、過重労働と関連すると思われる労働災害等の事案についても収集を進める。分析に当たっては、労災認定等の事案の多い職種・業種等の特性をはじめ、時間外・休日労働協定の締結及び運用状況、裁量労働制等労働時間制度の状況、労働時間の把握及び健康確保措置の状況、休暇・休息（睡眠）の取得の状況、出張（海外出張を含む。）の頻度等労働時間以外の業務の過重性、また、疾患等の発症後における各職場における事後対応等の状況の中から分析対象の事案資料より得られるものに留意する。精神障害や自殺事案の分析については、自殺予防総合対策センターとの連携を図る。また、労災請求等を行ったものの労災又は公務災害として認定されなかった事案についても、抽出して分析を行う。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（２）疫学研究等 過労死等のリスク要因とそれぞれの疾患、健康影響との関連性を明らかにするため、勤労者集団における個々の労働者の健康状態、生活習慣、勤務状況とその後の循環器疾患、精神疾患のほか、気管支喘息等のストレス関連疾患を含めた疾患の発症状況及び睡眠状況が過重労働へ及ぼす影響について長期的に追跡調査を進める。 職場環境改善対策について、職種・業種等の特性も踏まえ、過労死等の防止の効果を把握するため、対策事例の収集や事業場間の比較等により分析する。また、深夜勤務、交替制勤務などの勤務形態が過重労働へ及ぼす影響についての調査を実施し、分析を行う。 過労死等防止のためのより有効な健康管理の在り方の検討に用いることができるようにするため、これまで循環器疾患による死亡との関連性が指摘されている事項について、安全、かつ、簡便に検査する手法の研究を進めつつ、当該事項のデータの収集を行い、脳・心臓疾患との関係の分析を行う。 （３）過労死等の労働・社会分野の調査・分析 過労死等の背景要因の分析、良好な職場環境を形成する要因に係る分析等を行うため、労働時間、労災・公務災害補償、自殺など、過労死等と関連性を有する統計について情報収集等を行い、過労死等に関する基本的なデータの整備を図る。また、重点業種等について、調査が回答者の過度な負担とならないよう配慮した上で、毎年、２業種ずつ企業、労働者等に対する実態調査を実施することとし、過重労働が業務上の災害のみならず通勤状況など労働者の生活に与えている影響についても把握しつつ、分析を行う。その際、それぞれの業種等については、一定期間経過後に繰り返し調査を行うことにより、経年的な変化などの比較検証を踏まえた分析を行う。 また、それぞれの統計の調査対象、調査方法等により調査結果の数字に差異が生じることには留意するとともに、過労死等が「労働時間が平均的な労働者」ではなく、「長時間の労働を行っている労働者」に生じることにかんがみ、必要な再集計を行う等により、適切な分析を行う。 なお、当該分野において過重労働を経験した労働者や専門家の意見等も踏まえて調査研究を行いながら、我が国における過労死等の全体像を明らかにしていく。	（２）疫学研究等 過労死等のリスク要因とそれぞれの疾患、健康影響との関連性を明らかにするため、勤労者集団における個々の労働者の健康状態、生活習慣、勤務状況とその後の循環器疾患、精神疾患のほか、気管支喘息等のストレス関連疾患を含めた疾患の発症状況について長期的に追跡調査を進める。 職場環境改善対策について、過労死等の防止の効果を把握するため、事業場間の比較等により分析する。 過労死等防止のためのより有効な健康管理の在り方の検討に用いることができるようにするため、これまで循環器疾患による死亡との関連性が指摘されている事項について、安全、かつ、簡便に検査する手法の研究を進めつつ、当該事項のデータの収集を行い、脳・心臓疾患との関係の分析を行う。 （３）過労死等の労働・社会分野の調査・分析 過労死等の背景要因の分析、良好な職場環境を形成する要因に係る分析等を行うため、労働時間、労災・公務災害補償、自殺など、過労死等と関連性を有する統計について情報収集、分析等を行い、過労死等に関する基本的なデータの整備を図る。 その際、それぞれの統計の調査対象、調査方法等により調査結果の数字に差異が生じることには留意するとともに、過労死等が「労働時間が平均的な労働者」ではなく、「長時間の労働を行っている労働者」に生じることにかんがみ、必要な再集計を行う等により、適切な分析を行う。また、諸外国の労働時間制度等の状況も踏まえて分析を行う。 これらにより得ることのできないデータ等については、企業、労働者等に対する実態調査を実施し、我が国における過労死等の全体像を明らかにする。 これらの調査・分析結果を踏まえ、過重労働が多く発生し、重点的に調査を行う必要のある職種、業種等を検討し、その特性に応じた過労死等の背景要因について、さらに詳細な調査、分析を行う。その際、当該分野において過重労

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（４）結果の発信 国は、白書、労災補償状況、公務災害認定状況、調査研究の成果その他の過労死等に関する情報をホームページへの掲載等により公表するとともに協議会や審議会等においても情報提供していく。また、過労死等調査研究センターは、調査研究の成果その他の過労死等に関する情報をホームページへの掲載等により公表する。 なお、調査研究の成果を毎年白書に掲載し、過労死等防止対策の推進のための啓発や相談等の際に活用できる情報として効果的な発信に努める。 ２ 啓発 （１）国民に向けた周知・啓発の実施 年間を通じて、インターネット、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用し、国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等及びその防止に対する関心と理解を深めるよう、ストレスに対処するための積極的な要因や職場環境も含め、広く周知・啓発を行う。また、遺族についても苦痛を抱えていることが多いため、精神保健福祉センター等と連携し、遺族に対する支援に関する啓発を行う。 特に、過労死等防止啓発月間においては、過労死等の防止のための活動を行う民間団体と連携してシンポジウムを開催する等により、集中的な周知・啓発を行う。 さらに、安全衛生優良企業公表制度により、過重労働対策やメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう広く周知する。 （２）大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施 中学校、高等学校等において、勤労の権利と義務、労働問題、労働条件の改善、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）について理解を深める指導がしっかりと行われるよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図る。その際、各学校の指導の充実を図るため、厚生労働省において作成した労働法教育のための指導者向け資料も参考として活用されるよう、教材の周知を図る。また、入社して間もない若年労働者の過重労働の防止やパワーハラスメント対策等、これから社会に出ていく若年者の過労死等の防止に役立つ労働法等の普及・啓発を行う。	働を経験した労働者の意見等も踏まえて調査研究を行う。 （４）結果の発信 国及び過労死等調査研究センターにおいて、労災補償状況、公務災害認定状況、調査研究の成果その他の過労死等に関する情報をホームページへの掲載等により公表する。 ２ 啓発 （１）国民に向けた周知・啓発の実施 年間を通じて、インターネット、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用し、国民一人ひとりが自身にも関わることとして過労死等及びその防止に対する関心と理解を深めるよう、ストレスに対処するための積極的な要因や職場環境も含め、広く周知・啓発を行う。また、遺族についても苦痛を抱えていることが多いため、精神保健福祉センター等と連携し、遺族に対する支援に関する啓発を行う。 特に、過労死等防止啓発月間においては、過労死等の防止のための活動を行う民間団体が行きとるシンポジウムを支援して開催する等により、集中的な周知・啓発を行う。 さらに、安全衛生優良企業公表制度により、過重労働対策やメンタルヘルス対策に取り組んでいる企業が社会的に評価されるよう広く周知する。 （２）大学・高等学校等における労働条件に関する啓発の実施 中学校、高等学校等において、勤労の権利と義務、労働問題、労働条件の改善、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）について理解を深める指導がしっかりと行われるよう、学習指導要領の趣旨の徹底を図る。また、その際、各学校の指導の充実を図るため、厚生労働省において作成した労働関係法令に関するハンドブックの活用や、都道府県労働局が行う労働関係法規等の授業の講師派遣について周知を行う。また、大学生、高校生等の若年者を主な対象とする労働条件に関するセミナーにおいて、過重労働による健康障害防止を含めた労働関係法令に関する知識について説明を行う。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
厚生労働省において作成した労働関係法令に関するハンドブックの活用、生徒・学生等に対して、労働問題や労働条件の改善等について理解を深めてもらえるよう、労働問題に関する有識者及び過労死で亡くなられた方の遺族を講師として学校に派遣する啓発授業や都道府県労働局が行う労働関係法規等の授業の講師派遣について周知を行う。また、大学生、高校生等の若年者を主な対象とする労働条件に関するセミナーにおいて、過重労働による健康障害防止を含めた労働関係法令に関する知識について説明を行う。これらの取組を進めるに当たっては、学校現場においてこれまで以上に負担が増えないように配慮する。 （３）長時間労働の削減のための周知・啓発の実施 過重労働、賃金不払残業の疑いがある企業等に対しては、労働基準監督署の体制を整備しつつ監督指導等を徹底する。過労死等を発生させた事業場に対しては、当該疾病の原因の究明、再発防止対策の徹底を指導する。 特に、長時間労働を許さない取組として、平成２９年１月に新たに策定した「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」という。）の周知・啓発、違法な長時間労働等が複数の事業場で認められた企業に対する指導・公表制度、３６協定未締結事業場に対する監督指導について、取組の徹底を図る。 中でも、労働時間の把握については、原則として、使用者が自ら現認することにより、又はタイムカード、ＩＣカード等の客観的な記録を基礎として労働者の始業・終業時刻を確認し、適正に記録することとされているガイドラインの措置について指導を行う。なお、白書においては、「労働時間を正確に把握すること」及び「残業手当を全額支給すること」が、「残業時間の減少」、「年次有給休暇の取得日数の増加」、「メンタルヘルスの状態の良好化」に資する旨の分析があることに留意する。 また、労働基準法第３６条第１項の規定に基づく協定（時間外・休日労働協定）については、労働基準監督署に届け出られた際の助言、指導を強化することなどにより、労働者に周知させることを徹底するとともに、月４５時間を超える時間外労働や休日労働が可能である場合であっても、時間外労働協定における特別延長時間や実際の時間外・休日労働時間の縮減について啓発指導を行う。さらに、脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週４０時間を超える時間外労働がおおむね４５時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前１か月間におおむね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって１か月当たりおおむね８０時間を超える時間外労働	（３）長時間労働の削減のための周知・啓発の実施 過重労働、賃金不払残業の疑いがある企業等に対しては、労働基準監督署の体制を整備しつつ監督指導等を徹底する。過労死等を発生させた事業場に対しては、当該疾病の原因の究明、再発防止対策の徹底を指導する。 長時間労働の削減のためには労働時間の適正な把握が重要であることから、「労働時間の適正な把握のために使用者が講ずべき措置に関する基準」について周知・啓発を行う。 また、労働基準法第３６条第１項の規定に基づく協定（時間外・休日労働協定）については、労働者に周知させることを徹底するとともに、月４５時間を超える時間外労働や休日労働が可能である場合であっても、時間外労働協定における特別延長時間や実際の時間外・休日労働時間の縮減について啓発指導を行う。さらに、脳・心臓疾患に係る労災認定基準においては、週４０時間を超える時間外労働がおおむね４５時間を超えて長くなるほど、業務と発症との関連性が徐々に強まり、発症前１か月間におおむね１００時間又は発症前２か月間ないし６か月間にわたって１か月当たりおおむね８０時間を超える時間外労働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされて

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
働が認められる場合は、業務と発症との関連性が強いと評価できるとされていることに留意するよう周知・啓発を行う。また、2020年（平成32年）までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする目標を踏まえて、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めることや、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善指針に規定された各取組を行うことが効果的であることについて、周知・啓発を行う。 また、過半数労働組合がない事業場にあつては、使用者は過半数代表者と協定を結ぶこととされていることから、協定が適切に結ばれるよう、過半数代表者（過半数代表者に選出されうる労働者）に対しても、周知・啓発を行う。 さらに、調査研究により今後得られる知見を踏まえ、過労死等の発生に共通的に見られる要因やその効果的な防止方法等について周知・啓発を行う。 仕事と子育てや介護を無理なく両立させるためには、長時間労働を是正し、働く方の健康を確保することによって、ワーク・ライフ・バランスを改善し、女性や高齢者が働きやすい社会に変えていくため、原則として、月45時間かつ年360時間とする時間外労働の限度について周知・啓発を行う。 また、「自殺総合対策大綱」における勤務問題による自殺対策として、長時間労働の是正が盛り込まれている点にも留意しつつ、周知・啓発を行う。 また、地方公務員の勤務条件について、労働基準監督署がその職権を行使する職員を除き、人事委員会又はその委任を受けた人事委員会の委員（人事委員会を置かない地方公共団体においては、地方公共団体の長）（以下「人事委員会等」という。）がその職権を有する、労働基準法別表第一第11号、第12号及び同別表に含まれない官公署の事業に従事する地方公務員の職員に過重労働の疑いがある場合は人事委員会等が監督指導の徹底に努めるものとする。	いることに留意するよう周知・啓発を行う。また、平成32年までに週労働時間60時間以上の雇用者の割合を5%以下とする目標を踏まえて、週労働時間が60時間以上の労働者をなくすよう努めることや、長時間労働を削減するためには、労働時間等設定改善指針に規定された各取組を行うことが効果的であることについて、周知・啓発を行う。 また、過半数労働組合がない事業場にあつては、使用者は過半数代表者と協定を結ぶこととされていることから、協定が適切に結ばれるよう、過半数代表者（過半数代表者に選出されうる労働者）に対しても、周知・啓発を行う。 さらに、調査研究により得られた知見を踏まえ、過労死等の発生に共通的に見られる要因やその効果的な防止方法等について周知・啓発を行う。
（４）過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施 時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底等、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」について、行政体制を整備しつつ、事業者幅広く周知・指導徹底を図る。その際、必要な睡眠時間を確保することの重要性や生活習慣病の予防など健康づくりに取り組むことの重要性についても、事業者、国民に広く周知・啓発を行う。 裁量労働制対象労働者や管理・監督者についても、事業者健康確保の責務があることから、労働安全衛生法令に基づき、医師による面接指導等必要な措置を講じなければならないこと等について啓発指導を行う。 事業主、労務担当者等を対象として、過重労働防止対策に必要な知識を習得するためのセミナーを実施し、企業の自主的な改善を促進する。また、ポータ	（４）過重労働による健康障害の防止に関する周知・啓発の実施 時間外・休日労働時間の削減、労働者の健康管理に係る措置の徹底等、「過重労働による健康障害を防止するため事業者が講ずべき措置」について、行政体制を整備しつつ、事業者幅広く周知・指導徹底を図る。その際、必要な睡眠時間を確保することの重要性や生活習慣病の予防など健康づくりに取り組むことの重要性についても、事業者、国民に広く周知・啓発を行う。 裁量労働制対象労働者や管理・監督者についても、事業者健康確保の責務があることから、労働安全衛生法令に基づき、医師による面接指導等必要な措置を講じなければならないこと等について啓発指導を行う。 事業主、労務担当者等を対象として、過重労働防止対策に必要な知識を習得するためのセミナーを実施し、企業の自主的な改善を促進する。また、ポータ

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
ルサイト「確かめよう労働条件」などを活用し、労働者、事業者等に広く周知・啓発を行う。 また、過重な長時間労働やメンタル不調などにより過労死等のリスクが高い状況にある労働者を見逃さないため、産業医による面接指導や健康相談等が確実に実施されるようにし、企業における労働者の健康管理を強化するための必要な取組を推進する。 （５）勤務間インターバル制度の推進 勤務間インターバル制度は、働く者の生活時間や睡眠時間を確保し、健康な生活を送るために重要である。他方、我が国では勤務間インターバル制度を導入している企業は少数にとどまっており、企業の自主的な取組を促進し、制度導入についての環境整備を進める必要がある。その際、ＥＵ（欧州連合）加盟国では、労働時間指令によって、勤務形態の特殊性などから様々な業務において適用除外となっているが、１日２４時間につき最低連続１１時間の休息時間の確保を義務化していることも参考に我が国の実情も踏まえながら、勤務間インターバル制度の実態把握、導入促進を図るための方策などについて、有識者と労使関係者からなる「勤務間インターバル制度普及促進のための有識者検討会」での検討結果も踏まえ、勤務間インターバル制度の導入に向けた取組を推進する。 また、同制度を導入する中小企業への助成金の活用や好事例の周知を通じて、取組みを推進する。 なお、導入に当たっては業種や職種ごとの特性を踏まえた取組の推進が必要であることに留意する。 （６）働き方の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進 長時間労働の削減に向けた自主的な取組を促進するため、業界団体や地域の主要企業の経営陣に対して働き方の見直しを働きかける。 企業の先進的な取組事例や働き方・休み方の現状と課題を自己診断できる「働き方・休み方改善ポータルサイト」による情報発信を行う。 また、働き方・休み方の改善に取り組む労使の意識高揚のため、シンポジウムを開催する。 一方、年次有給休暇の取得促進については、１０月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、全国の労使団体や個別企業の労使に対し、集中的な広報を実施する。	ルサイトを活用し、労働者、事業者等に広く周知・啓発を行う。 （５）「働き方」の見直しに向けた企業への働きかけの実施及び年次有給休暇の取得促進 長時間労働の削減に向けた自主的な取組を促進するため、業界団体や地域の主要企業の経営陣に対して働き方改革の実施を働きかける。 先進的な取組事例や、企業が働き方・休み方の現状と課題を自己評価できる「働き方・休み方改善指標」等について、ポータルサイトの運営による情報発信を行う。 また、働き方改革に取り組む労使の意識高揚のため、シンポジウムを開催する。 一方、年次有給休暇の取得促進については、翌年度の年次有給休暇の計画づくりの時期である１０月を「年次有給休暇取得促進期間」とし、全国の労使団

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
また、国、地方公共団体が協働し、地域のイベントやキッズウィーク等にあわせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する。併せて、地方公共団体の自主的な取組を促進するため、地域の取組の好事例を地方公共団体に情報提供する等により、その水平展開を図る。 （7）メンタルヘルス対策に関する周知・啓発の実施 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、「ストレスチェック制度」の適切な実施を徹底する。なお、ストレスチェック制度の実施が努力義務となっている労働者数50人未満の小規模事業場においても実施されるよう周知・啓発を行う。また、「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発・指導徹底を図り、産業医等のいない小規模事業場に対しては、地域産業保健センターの利用を促進する等により、メンタルヘルス対策の促進を図る。さらに産業保健スタッフ等の理解と適切な対応が肝要であることから、産業保健総合支援センター等において、メンタルヘルスに関する知識の付与と能力の向上等を目的とした研修を産業保健スタッフ等に対して実施する。また、働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」において、メール・電話相談窓口を設置するとともに、メンタルヘルス対策に関する総合的な情報提供を行う。メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚だけでなく、家族・友人等も不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要であることについて、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及とともに広く周知・啓発を行う。 また、『『過労死等ゼロ』緊急対策』（平成28年12月26日厚生労働省長時間労働削減推進本部取りまとめ）に基づき、傘下事業場において、おおむね3年程度の期間に、精神障害に関する労災支給決定（認定）を2件以上発生させた企業については、企業の本社事業場に対するメンタルヘルス対策に係る指導を実施する。 さらに、「自殺総合対策大綱」における勤務問題による自殺対策として、職場におけるメンタルヘルス対策の推進が盛り込まれている点にも留意しつつ、周知・啓発を行う。 （8）職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を進めるため、ポータルサイト「あかるい職場応援団」、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用した周知・啓発を行う。また、パワハラ予防から事後対応までをサポート	体や個別企業労使に対し、集中的な広報を実施する。 また、国、地方公共団体が協働し、地域のイベント等にあわせた計画的な年次有給休暇の取得を企業、住民等に働きかけ、地域の休暇取得促進の気運を醸成する。併せて、地方公共団体の自主的な取組を促進するため、地域の取組の好事例を地方公共団体に情報提供する等により、その水平展開を図る。 （6）メンタルヘルスケアに関する周知・啓発の実施 職場におけるメンタルヘルス対策を推進するため、行政体制を整備しつつ、平成27年12月1日に施行される「ストレスチェック制度」及び「労働者の心の健康の保持増進のための指針」の普及啓発・指導徹底を図る。産業医等のいない規模の事業場に対しては、地域産業保健センターの利用を促進する等によりメンタルヘルスケアの促進を図る。また、産業保健スタッフ等の理解と適切な対応が肝要であることから、産業保健総合支援センター等において、メンタルヘルスに関する知識の付与と能力の向上等を目的とした研修を実施する。メンタルヘルス不調等の場合、職場の上司・同僚だけでなく、家族・友人等も不調のサインに気づき、必要に応じて専門家等につなげることが重要であることについて、メンタルヘルスに関する正しい知識の普及とともに広く周知・啓発を行う。 （7）職場のパワーハラスメントの予防・解決のための周知・啓発の実施 職場のパワーハラスメントの予防・解決に向けた取組を進めるため、過労死等防止啓発月間を中心に、啓発用ホームページ、リーフレット、ポスター等、多様な媒体を活用した集中的な周知・啓発を行う。また、パワハラ予防から

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
トする「パワーハラ対策導入マニュアル」の周知・普及を図ることにより、労使、企業における取組を支援する。加えて、実効ある対策の推進のため、全国47都道府県において、人事労務担当者向けのセミナーを実施する。 また、有識者と労使関係者からなる「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会」において、平成30年3月に取りまとめた「職場のパワーハラスメント防止対策についての検討会報告書」を踏まえ、実効性のある職場のパワーハラスメント防止対策について必要な対応を検討していく。 なお、当該検討会報告書においては、顧客や取引先からの暴力や悪質なクレームなどの著しい迷惑行為については、労働者に大きなストレスを与え、無視できない状況にあるという問題が明らかになったとされた。このため、職場のパワーハラスメントへの対応との相違点も踏まえつつ、関係者の協力の下で、更なる実態把握をした上で、必要な対応を検討していく。さらに、長時間労働が行われている事業場に対する監督指導等の際に、「パワーハラスメント対策導入マニュアル」等を活用し、パワーハラスメント対策の取組内容について周知を行う。 なお、「自殺総合対策大綱」における勤務問題による自殺対策として、パワーハラスメント、セクシュアルハラスメント及び妊娠・出産等に関するハラスメント防止対策が盛り込まれている点にも留意しつつ、周知・啓発を行う。 （９）商慣行・勤務環境等を踏まえた取組の推進 長時間労働が生じている背景には、個々の事業主が労働時間短縮の措置を講じても、顧客や発注者からの発注等取引上の都合により、その措置が円滑に進まない等、様々な商慣行が存在する場合がある。このため、業種・業態の特性に応じて発注条件・発注内容の適正化を促進する等、取引関係者に対する啓発・働きかけを行う。 また、業種の枠を越えた取組を進めるべく事業主団体・経済団体による「長時間労働につながる商慣行の是正に向けた共同宣言」が平成29年9月に取りまとめられた。こうした動きを踏まえ、各業種について以下のとおり取組を推進していく。 ア．トラック運送業 自動車運転従事者の調査研究結果として、白書に「繁忙期である12月の休日労働や深夜勤務の削減を行う等の対応や繁忙期における健康管理等の取組みの必要性、法律に基づく健康診断の確実な実施」が報告されている。また、トラック運送業では、コストに見合った適正な運賃が十分収受できない中、近	事後対応までをサポートする「パワーハラ対策導入マニュアル」の周知・普及を図ることにより、労使、企業における取組を支援する。加えて、実効ある対策の推進のため、全国47都道府県において、人事労務担当者向けのセミナーを実施する。 さらに、職場のパワーハラスメントに関する実態調査を実施するとともに、更なる取組の促進策について検討を行う。 （８）商慣行等も踏まえた取組の推進 長時間労働が生じている背景には、個々の事業主が労働時間短縮の措置を講じても、顧客や発注者からの発注等取引上の都合により、その措置が円滑に進まない等、様々な商慣行が存在する場合がある。このため、業種・業態の特性に応じて発注条件・発注内容の適正化を促進する等、取引関係者に対する啓発・働きかけを行う。 さらに、調査研究の結果や取引関係者に対する啓発・働きかけの結果等を踏まえ、業種・業態の特性に応じて長時間労働等の原因となり得る商慣行等の改善に関する関係者に対する働きかけを行う。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
年、発注者である荷主の要請が厳しいなど、荷主側の都合による長時間の荷待ち時間が発生するといった問題も見られ、トラック運転者が長時間労働を余儀なくされている実態がある。トラック運転者の長時間労働の是正にはトラック運送事業者側のみの努力で解決することが困難な面もあることから、発注者との取引関係の在り方も含めて、改善を図っていくことが必要である。 現在、学識経験者、荷主、トラック運送事業者、労使団体、行政から構成される「トラック輸送における取引環境・労働時間改善協議会」において、取引環境の改善及び長時間労働の抑制に向けた議論を進めており、その進捗状況に合わせた取組を進めていく。 イ．教職員 教員の長時間勤務の実態については、文部科学省の研究委託事業「公立小学校・中学校教員勤務実態調査（平成28年度）」の集計（速報値）でも示されている。新しい時代の教育に向けた持続可能な学校指導・運営体制の構築のための学校における働き方改革に向け、中央教育審議会における検討も踏まえながら、「学校における働き方改革に関する緊急対策」に基づき、ICTの活用やタイムカードなどにより勤務時間を客観的に把握し集計するなどの勤務時間管理の徹底、業務の役割分担や適正化、必要な環境整備等、教職員の長時間勤務是正に向けた取組を着実に実施していく。 ウ．医療 医療従事者の勤務環境改善については、これまで医療法に基づく取組を進めてきたが、特に医師の働き方については、厚生労働省に「医師の働き方改革に関する検討会」を設置し、検討を進めている。平成30年2月に検討会においてとりまとめた「中間的な論点整理」では、医師は昼夜を問わず患者対応を求められる仕事であり、他職種と比較しても抜きん出て長時間労働の実態にあること、日進月歩の医療技術・質の高い医療に対するニーズの高まり・患者へのきめ細かな対応等により拍車がかかっていることが指摘されている。こうした現状に対し、医師の健康確保、医療の質や安全の確保の観点から、長時間労働を是正していく必要があり、患者側等も含めた国民的関わりによって我が国の医療提供体制を損なわない改革を進める必要があるとされている。このため、まず当面は「医師の労働時間短縮に向けた緊急的な取組」に示された医師の労働時間管理の適正化に向けた取組、36協定等の自己点検、産業保健の仕組みの活用等の周知徹底を図るとともに、医療機関の状況に応じた労働時間短縮に向けて取組を進めていく。また、計画的な勤務環境改善に向け、都道府県	

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
医療勤務環境改善支援センターによる支援の推進と機能強化を図るとともに、検討会において多角的な検討を進めていく。 エ．情報通信業 白書に「予想外の仕事が突発的に発生すること」、「システムトラブル等の緊急対応」や「厳しい納期」が IT 企業の労働者の長時間労働の主要な要因として報告されており、IT 業界については、発注者や事業者の協働により、「急な仕様変更」など、取引の在り方の改善と長時間労働の削減を進めることが求められている。 長時間労働削減対策に向けた課題の抽出や支援策等について検討することを目的として、事業者団体、学識経験者、労使団体、行政から構成される検討委員会を設置し、検討しているが、その進捗状況に合わせた取組を進めていく。 また、月ごとの残業時間やテレワーカー比率のフォローアップを業界団体等を通じて行い、取組を促す。 オ．建設業 建設業における長時間労働の是正のためには、適正な工期設定や適切な賃金水準の確保、週休2日の推進等の休日確保など、民間も含めた発注者の理解と協力が不可欠であることから、発注者を含めた関係者で構成する「建設業の働き方改革に関する協議会」や、政府として関係省庁横断的な検討の場である「働き方改革に関する関係省庁連絡会議」を設置し、議論を進めており、その進捗状況に合わせた取組を進めていく。その成果の一つとして、公共・民間工事を問わず、建設工事に携わる全ての関係者が守るべきルールを定めた「適正な工期設定等のためのガイドライン」を策定しており、引き続き周知・徹底に取り組む。 カ．その他 重層下請構造や長時間労働の傾向が見られるメディア業界については、実態把握を行った上で業界の特性に応じた取組を進めていく必要がある。 また、白書によると、外食産業の労働者は客からの理不尽な要求・クレームに苦慮することが「よくある」、「たまにある」と回答した者の割合が44.9%であると報告されている点も踏まえ、サービス業を中心に、取組に当たってはそうした点に配慮する必要もある。	

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（１０）公務員に対する周知・啓発等の実施 国家公務員、地方公務員の長時間労働の削減のための対策、長時間勤務による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策、パワーハラスメント防止対策に取り組む。 国家公務員については、勤務時間制度の適正な運用を徹底するとともに、「超過勤務の縮減に関する指針」、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく超過勤務縮減に向けた取組を政府全体で連携して一層推進することとし、そのための周知・啓発を行う。また、「職員の心の健康づくりのための指針」等の周知・啓発、管理監督者に対するメンタルヘルスに係る研修、eラーニング教材を用いたメンタルヘルス講習、パワーハラスメント防止講習を行う。 地方公務員については、地方公共団体に対し、超過勤務縮減・メンタルヘルス対策等の推進を働きかける。 さらに、国家公務員、地方公務員の公務災害の実態について情報提供を進めるとともに補償制度や公務災害に関する相談窓口について周知を行う。 ３ 相談体制の整備等 （１）労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置 労働条件や長時間労働・過重労働に関して、都道府県労働局、労働基準監督署等で相談を受け付けるほか、平日夜間・土日も労働者等が相談できる電話相談窓口「労働条件相談ほっとライン」で対応しており、また、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等について、労働者等が相談できる「こころの耳」においてメール・電話相談窓口を設置しており、引き続き、相談体制の整備を図る。 健康管理に関しては、全国の産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ、事業者等からの相談に対応するとともに、地域産業保健センターの地域窓口において、産業保健スタッフ等がいない小規模事業場への訪問等により、労働者からのメンタルヘルス等に関する相談に対応できるよう体制の整備を図る。 また、ホームページ、リーフレット等を活用し、上記の窓口のほか、地方公共団体及び民間団体が設置する各種窓口の周知を図るとともに、相互に連携を図る。	（９）公務員に対する周知・啓発等の実施 国家公務員については、「超過勤務の縮減に関する指針」、「国家公務員の女性活躍とワークライフバランス推進のための取組指針」等に基づく超過勤務縮減に向けた取組を推進するとともに、そのための周知・啓発を行う。また、「職員の心の健康づくりのための指針」等の周知・啓発、管理監督者に対するメンタルヘルスに係る研修、eラーニング教材を用いたメンタルヘルス講習、パワーハラスメント防止講習を行う。 地方公務員については、地方公共団体に対し、過重労働・メンタルヘルス対策等の推進を働きかける。 ３ 相談体制の整備等 （１）労働条件や健康管理に関する相談窓口の設置 労働条件や長時間労働・過重労働に関して、都道府県労働局、労働基準監督署等で相談を受け付けるほか、労働者等が相談できる電話相談窓口を設ける。また、メンタルヘルス不調、過重労働による健康障害等について、労働者等が相談できるよう、電話やメール等を活用した窓口を設ける等、相談体制の整備を図る。 健康管理に関しては、全国の産業保健総合支援センターにおいて、産業保健スタッフ、事業者等からの相談に対応するとともに、同センターの地域窓口において、産業保健スタッフ等がいない規模の事業場からの相談に対応できるよう体制の整備を図る。 また、ホームページ、リーフレット等を活用し、上記の窓口のほか、地方公共団体及び民間団体が設置する各種窓口の周知を図るとともに、相互に連携を図る。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（２）産業医等相談に応じる者に対する研修の実施 産業医等がメンタルヘルスに関して、適切に助言・指導できるようにするため、過重労働やメンタルヘルスに関する相談に応じる医師、保健師、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。 さらに、医師、保健師、産業保健スタッフ等に対する研修のテキストを公開する等、地方公共団体や企業等が相談体制を整備しようとする場合に役立つノウハウの共有を図る。 働きやすくストレスの少ない職場環境の形成に資するため、産業医科大学や産業保健総合支援センター等を通じて、産業医をはじめとする産業保健スタッフ等の人材育成等について、体制も含めた充実・強化を図る。 （３）労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施 産業保健総合支援センターにおいて、事業者や衛生管理者、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士等、労働衛生・人事労務に携わっている者を対象に、産業医等の活用方法に関する好事例や良好な職場環境を形成する要因等について研修を実施する。 また、パワーハラスメントに関する労働者からの相談へ対応するための相談窓口の担当者が、相談に対し、その内容や状況に応じ適切に対応できるようにする。 （４）公務員に対する相談体制の整備等 国家公務員については、人事院が主体となって、本人や職場の上司等が利用できる「こころの健康相談室」や職場への復帰に係る相談について人事当局や本人が利用できる「職場復帰相談室」を開設するなど、相談体制の整備を図るとともに、相談しやすい職場環境の形成を図る。 地方公務員については、勤務時間や勤務条件、職員の苦情に関しては人事委員会等で、メンタルヘルス不調や健康障害等に関しては地方公務員共済組合で取組を行っているが、さらに地方公共団体に対して相談窓口の充実等を働きかける。	（２）産業医等相談に応じる者に対する研修の実施 産業医等がメンタルヘルスに関して、適切に助言・指導できるようにするため、過重労働やメンタルヘルスに関する相談に応じる医師、保健師、産業保健スタッフ等に対する研修を実施する。 さらに、医師、保健師、産業保健スタッフ等に対する研修のテキストを公開する等、地方公共団体や企業等が相談体制を整備しようとする場合に役立つノウハウの共有を図る。 働きやすくストレスの少ない職場環境の形成に資するため、産業医科大学や産業保健総合支援センター等を通じて、産業医をはじめとする産業保健スタッフ等の人材育成等について、体制も含めた充実・強化を図る。 （３）労働衛生・人事労務関係者等に対する研修の実施 産業保健総合支援センターにおいて、衛生管理者や、労働衛生コンサルタント、社会保険労務士等、労働衛生・人事労務に携わっている者を対象に、産業医等の活用方法に関する好事例や良好な職場環境を形成する要因等について研修を実施する。 （４）公務員に対する相談体制の整備等 国家公務員については、本人や職場の上司等が利用できる「こころの健康相談室」を開設するなど、相談体制の整備を図るとともに、相談しやすい職場環境の形成を図る。 地方公務員については、地方公共団体に対し、地方公務員等が利用できる相談窓口の整備等を働きかける。
４ 民間団体の活動に対する支援 （１）過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、11月の過労死等防止啓発月間等において、民間団体と連携して全ての都道府県で少	４ 民間団体の活動に対する支援 （１）過労死等防止対策推進シンポジウムの開催 過労死等を防止することの重要性について関心と理解を深めるため、11月の過労死等防止啓発月間等において、民間団体が取り組むシンポジウムを支援

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
なくとも毎年1回はシンポジウムを開催する。 （２）シンポジウム以外の活動に対する支援 民間団体が過労死等防止のための研究会、イベント等を開催する場合、その内容に応じて、事前周知、後援等について支援する。 また、過労死等の防止のための活動を行う民間団体が、過労死で親を亡くした遺族（児）が集い、互いに励まし合うなどの交流会を10年以上実施しており、また、平成28年からは国が民間団体と連携しながら過労死遺児交流会として実施している。過労死遺児の抱える様々な苦しみを少しでも軽減できるよう、引き続き、過労死遺児交流会を毎年開催するとともに、白書等において積極的に発信する。 （３）民間団体の活動の周知 地方公共団体、労使、国民等が、民間団体が開設する窓口等を利用したり、協力を求めること等が円滑に行えるよう、民間団体の名称や活動内容等についてパンフレット等による周知を行う。 第5 国以外の主体が取り組む重点対策 地方公共団体、労使、民間団体、国民は、法の趣旨を踏まえ、国を含め相互に協力及び連携し、以下の視点から、過労死等の防止のための対策に取り組むものとする。 1 地方公共団体 地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならないとされている。 このため、国が行う第4に掲げた対策に協力するとともに、第4に掲げた対策を参考に、地域の産業の特性等の実情に応じて取組を進めるよう努める。対策に取り組むに当たっては、国と連携して地域における各主体との協力・連携に努める。 また、地方公務員を任用する立場からの対策を推進し、それぞれの職種の職務の実態を踏まえた対策を講ずるよう努める。	して開催する。 さらに、シンポジウム未開催の地域・ブロックにおいてもシンポジウムを開催し、今後おおむね3年を目途に、全ての都道府県で少なくとも毎年1回はシンポジウムが開催されるようにする。 （２）シンポジウム以外の活動に対する支援 民間団体が過労死等防止のための研究会、イベント等を開催する場合、その内容に応じて、事前周知、後援等について支援する。 （３）民間団体の活動の周知 地方公共団体、労使、国民等が、民間団体が開設する窓口等を利用したり、協力を求めること等が円滑に行えるよう、民間団体の名称や活動内容等についてパンフレット等による周知を行う。 第5 国以外の主体が取り組む重点対策 地方公共団体、労使、民間団体、国民は、法の趣旨を踏まえ、国を含め相互に協力及び連携し、以下の視点から、過労死等の防止のための対策に取り組むものとする。 1 地方公共団体 地方公共団体は、国と協力しつつ、過労死等の防止のための対策を効果的に推進するよう努めなければならないとされている。 このため、国が行う第4に掲げた対策に協力するとともに、第4に掲げた対策を参考に、地域の産業の特性等の実情に応じて取組を進めるよう努める。対策に取り組むに当たっては、国と連携して地域における各主体との協力・連携に努める。 また、地方公務員を任用する立場からの対策を推進し、それぞれの職種の職務の実態を踏まえた対策を講ずるよう努める。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（１）啓発 地方公共団体は、住民が過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めるため、住民に対する啓発を行うよう努める。 若年者に対する労働条件に関する知識の付与については、国と協働して、大学等での啓発を行うとともに、中学校・高等学校等において、生徒に対して労働に関する指導の充実に努める。 地域の産業構造や労働時間、年次有給休暇の取得率等の実態に合わせて、地域内の企業等に対し、過労死等の防止のための啓発を行うよう努める。 年次有給休暇の取得促進については、国、労使団体等と連携して、地域のイベント等にあわせた計画的な取得を企業、住民等に働きかけるとともに、地域全体における気運の醸成に努める。 また、過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防については、国と協働して、周知・啓発を行うよう努める。 （２）相談体制の整備等 地方公共団体は、過労死等に関しても相談を受け付けることができる窓口を設置している場合には、国等が設置する窓口との連携に努める。 （３）民間団体の活動に対する支援 地方公共団体は、民間団体が取り組むシンポジウムについて、協力・後援や事前周知等の支援を行うよう努める。 ２ 事業主等 事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとされている。また、労働契約法第5条では、使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定されており、労働安全衛生法第3条第1項では、事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないと規定されている。 このため、事業主は、国が行う第4に掲げた対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組む。 また、事業主団体・経済団体は、個々の事業主では改善が困難な長時間労働につながる商慣行の是正に向けた取組を推進していく。	（１）啓発 地方公共団体は、住民が過労死等に対する理解を深めるとともに、それを防止することの重要性について自覚し、これに対する関心と理解を深めるため、住民に対する啓発を行うよう努める。 若年者に対する労働条件に関する知識の付与については、国と協働して、大学等での啓発を行うとともに、中学校・高等学校等において、生徒に対して労働に関する指導の充実に努める。 地域の産業構造や労働時間、年次有給休暇の取得率等の実態に合わせて、地域内の企業等に対し、過労死等の防止のための啓発を行うよう努める。 年次有給休暇の取得促進については、国、労使団体等と連携して、地域のイベント等にあわせた計画的な取得を企業、住民等に働きかけるとともに、地域全体における気運の醸成に努める。 また、過重労働による健康障害の防止、職場におけるメンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防については、国と協働して、周知・啓発を行うよう努める。 （２）相談体制の整備等 地方公共団体は、過労死等に関しても相談を受け付けることができる窓口を設置している場合には、国等が設置する窓口との連携に努める。 （３）民間団体の活動に対する支援 地方公共団体は、民間団体が取り組むシンポジウムについて、協力・後援や事前周知等の支援を行うよう努める。 ２ 事業主 事業主は、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するよう努めるものとされている。また、労働契約法第5条では、使用者は、労働契約に伴い、労働者がその生命、身体等の安全を確保しつつ労働することができるよう、必要な配慮をするものとする」と規定されており、労働安全衛生法第3条第1項では、事業者は、職場における労働者の安全と健康を確保するようにしなければならないと規定されている。 このため、事業主は、国が行う第4に掲げた対策に協力するとともに、労働者を雇用する者として責任をもって過労死等の防止のための対策に取り組むよう努める。

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
（１）経営幹部等の取組 過労死等の防止のためには、最高責任者・経営幹部が事業主として過労死等は発生させないという決意を持って関与し、先頭に立って、労働者の健康を害するような働き過ぎを防ぐための対策、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組等を推進するよう努める。 また、事業主は、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努める。さらに、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努める。 （２）産業保健スタッフ等の活用 事業主は、過労死等の防止のため、労働者が産業保健スタッフ、安全衛生スタッフ等に相談できるようにするなど、その専門的知見の活用を図るよう努める。 これらのスタッフが常駐する事業場では、相談や職場環境の改善の助言等、適切な役割を果たすよう事業主が環境整備を図るとともに、これらがいない規模の事業場では、産業保健総合支援センターを活用して体制の整備を図るよう努める。 なお、産業保健スタッフ等は、過労死等に関する知見を深め、適切な相談対応等ができるようにすることが望まれる。 ３ 労働組合等 過労死等の防止のための対策は、職場においては第一義的に事業主が取り組むものであるが、労働組合も、職場実態を一番把握していることから主体的に取り組む必要がある。また、国及び地方公共団体が実施する過労死等の防止のための対策に協力するとともに、事業主への働き掛けや労使が協力した取組を行うよう努めるほか、組合員に対する周知・啓発や良好な職場の雰囲気作り等に取り組むよう努める。また、労働組合及び過半数代表者は、この大綱の趣旨を踏まえた協定又は決議を行うよう努める。さらに、取り組むに当たっては労働組合の組織がない労働者に対する周知・啓発等にも取り組む。 ４ 民間団体 民間団体は、国及び地方公共団体等の支援も得ながら、過労死等の防止のための対策に対する国民の関心と理解を深める取組、過労死等に関する相談の対応等に取り組むよう努める。その際、他の主体との協力及び連携にも留意する	（１）経営幹部等の取組 過労死等の防止のためには、最高責任者・経営幹部が事業主として過労死等は発生させないという決意を持って関与し、先頭に立って、働き方改革、年次有給休暇の取得促進、メンタルヘルス対策、パワーハラスメントの予防・解決に向けた取組等を推進するよう努める。 また、事業主は、働き盛りの年齢層に加え、若い年齢層にも過労死等が発生していることを踏まえて、取組の推進に努める。さらに、過労死等が発生した場合には、原因の究明、再発防止対策の徹底に努める。 （２）産業保健スタッフ等の活用 事業主は、過労死等の防止のため、労働者が必要に応じて産業保健スタッフ、安全衛生スタッフ等に相談できるようにするなど、その専門的知見の活用を図るよう努める。 これらのスタッフが常駐する事業場では、相談や職場環境の改善の助言等、適切な役割を果たすよう事業主が環境整備を図るとともに、これらがいない規模の事業場では、産業保健総合支援センターを活用して体制の整備を図るよう努める。 なお、産業保健スタッフ等は、過労死等に関する知見を深め、適切な相談対応等ができるようにすることが望まれる。 ３ 労働組合等 過労死等の防止のための対策は、職場においては第一義的に事業主が取り組むものであるが、労働組合においても、労使が協力した取組を行うよう努めるほか、組合員に対する周知・啓発や良好な職場の雰囲気作り等に取り組むよう努める。また、労働組合及び過半数代表者は、この大綱の趣旨を踏まえた協定又は決議を行うよう努める。 ４ 民間団体 民間団体は、国及び地方公共団体等の支援も得ながら、過労死等の防止のための対策に対する国民の関心と理解を深める取組、過労死等に関する相談の対応等に取り組むよう努める。他の主体との協力及び連携に留意するよう努め

過労死等の防止のための対策に関する大綱（改定案） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～	過労死等の防止のための対策に関する大綱（平成27年7月） ～過労死をゼロにし、健康で充実して働き続けることのできる社会へ～
よう努める。 5 国民 国民は、過労死等の防止のための対策の重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとされている。 このため、11月の過労死等防止啓発月間を1つの契機としつつ、国民一人ひとりが自身の健康に自覚を持ち、過重労働による自らの不調や周りの者の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に過労死等の防止のための対策に取り組むよう努める。 第6 推進上の留意事項 1 推進状況のフォローアップ 関係行政機関は、毎年の対策の推進状況を過労死等防止対策推進協議会に報告するものとする。 同協議会では報告内容を点検し、関係行政機関は点検の状況を踏まえ、その後の対策を推進するものとする。 2 対策の見直し 法第14条では「政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする」と規定されていることから、調査研究等の結果を踏まえ、この大綱に規定されている対策について適宜見直すものとする。 3 大綱の見直し 社会経済情勢の変化、過労死等をめぐる諸情勢の変化、この大綱に基づく対策の推進状況等を踏まえ、また、法附則第2項に基づく検討の状況も踏まえ、おおむね3年を目途に必要なと認めるときに見直しを行う。	る。 5 国民 国民は、過労死等の防止のための対策の重要性を自覚し、これに対する関心と理解を深めるよう努めるものとされている。 このため、国民一人ひとりが自身の健康に自覚を持ち、過重労働による自らの不調や周りの者の不調に気づき、適切に対処することができるようにするなど、主体的に過労死等の防止のための対策に取り組むよう努める。 第6 推進上の留意事項 1 推進状況のフォローアップ 関係行政機関は、毎年の対策の推進状況を過労死等防止対策推進協議会に報告するものとする。 同協議会では報告内容を点検し、関係行政機関は点検の状況を踏まえ、その後の対策を推進するものとする。 2 対策の見直し 法第14条では「政府は、過労死等に関する調査研究等の結果を踏まえ、必要があると認めるときは、過労死等の防止のために必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずるものとする」と規定されていることから、調査研究等の結果を踏まえ、この大綱に規定されている対策について適宜見直すものとする。 3 大綱の見直し 社会経済情勢の変化、過労死等をめぐる諸情勢の変化、この大綱に基づく対策の推進状況等を踏まえ、また、法附則第2項に基づく検討の状況も踏まえ、おおむね3年を目途に必要なと認めるときに見直しを行う。

(別記)

＜数値目標に係る論点＞

勤務間インターバル制度について

【論点①】「制度を知らなかったため」と回答する企業比率(平成29年:制度を導入していない企業(全体の92.9%)のうち40.2%)を大幅に減らす目標をどう考えるか。

【論点②】 制度の導入企業割合(平成29年:1.4%)を増やす目標をどう考えるか。